



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*1 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則
(人事課)

*2 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
(福祉保健総務課)

○ 告示

103 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(NPO協働推進課)

104 生活保護法による指定介護機関の廃止
(福祉保健総務課)

105 随意契約の相手方の決定 (健康対策課)

106 県営農地開発事業の工事の完了 (農村計画課)

107 清算法人広野土地改良区の清算人の退任
(")

108 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)

109 " (")

110 保安林の指定施業要件変更予定 (")

○ 公告

都市計画の案の縦覧 (都市政策課)

" (")

○ 監査公表

監査公表第1号

監査公表第2号

監査公表第3号

監査公表第4号

監査公表第5号

○ 正誤

平成18年1月27日付け和歌山県報第1728号公告中

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第32号中イ及びウを次のように改める。

イ 第7条第2項及び第10条第2項の規定による報告の受理

ウ 第7条の2及び第12条の2の規定による指導及び助言、勧告並びに措置命令

第4条第32号に次のように加える。

エ 第12条の規定による助言、指導又は勧告及び改善措置命令又は使用の停止命令

オ 第53条の規定による報告の徴収及び立入検査等

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

和歌山県規則第2号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

「
身体障害者手帳等
」を「
身体障害者手帳等
」に、「精神衛生

法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第103号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置

いて、平成18年3月12日まで縦覧に供する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年1月12日

2 名称

特定非営利活動法人生石山の大自然保存会

3 代表者の氏名

岩瀬匠

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町大字生石809番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、自然へのふれあいや心の癒しを求めて生石高原県立自然公園を訪れる人々及び生石山をふるさとの山、わ

が町のシンボルとして慣れ親しんできた地元住民の方々に対して、優れた自然の風景や雄大なスケールのススキ植生の保存並びに地域特性の希少動植物の保護育成を図ることによって、来訪者や地元住民の皆さんの保健、休養の保持に資するとともに、自然の大切さや尊さなどを教化することを目的とする。

和歌山県告示第104号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町名手市場144-1	那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町名手市場144-1	訪問介護・居宅介護支援	平成17.11.6
社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町神戸331	社会福祉法人貴志川町社会福祉協議会	那賀郡貴志川町神戸331	訪問介護・居宅介護支援	平成17.11.6
社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町西大井338	打田町社会福祉協議会 介護サービス事業所	那賀郡打田町西大井338	訪問介護	平成17.11.6
社会福祉法人打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町西大井338	打田町社会福祉協議会	那賀郡打田町西大井338	居宅介護支援	平成17.11.6
社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町最上1253-2	桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町最上1253-2	訪問介護・通所介護	平成17.11.6
社会福祉法人桃山町社会福祉協議会	那賀郡桃山町最上1253-2	桃山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	那賀郡桃山町最上1253-2	居宅介護支援	平成17.11.6
社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町粉河412	社会福祉法人粉河町社会福祉協議会	那賀郡粉河町粉河412	訪問介護・居宅介護支援	平成17.11.6

和歌山県告示第105号

乳房検診車の売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

乳房検診車

一台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県福祉保健部健康局健康対策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年12月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社大黒

和歌山市手平3丁目8番43号

5 随意契約に係る契約金額

37,800,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,800,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成17年8月16日

8 随意契約理由

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)第15条第1項(a)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第106号

県営農地開発事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 県営農地開発事業(上芳養東山地区)
- 2 確定年月日 平成10年5月11日
- 3 工事を完了した時期 平成17年12月8日

和歌山県告示第107号

清算法人広野土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

退任した清算人

氏名	住所
辻本 雅和	伊都郡かつらぎ町短野111番地

和歌山県告示第108号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字大越・字白見(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第109号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町畝畑字長瀬谷・字四十日廻り・字木戸谷・字ザレ山・字折尾・熊野川町鎌塚字水呑・字出谷・字丁子ヤ谷・字サルテ・熊野川町滝本字東谷・熊野川町北ノ川字大倉畑・字ヲモヤリ(以上12字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第110号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字楠本字前川1700の1、字結城1944の1、字小中193の1、193の21、193の24、193の25、大字沼字西原435の1、字神出605の1、字宮尾653
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画道路(3・5・3号下財部出島線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
別紙参照
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
御坊市産業建設部都市建設課
- 4 縦覧期間
平成18年2月1日から平成18年2月15日まで
(別紙)
都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県御坊市湯川町財部字宮之前
変更する部分
和歌山県御坊市湯川町財部字堅田、深田、分田、南無栗、伊勢田、高皿、堀之前、受持之本、下河原、寶橋
湯川町小松原字河原畑坪
藤田町吉田字下野、大河原

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとお

り変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる

平成18年1月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路(3・3・12号市駅小倉線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市太田字老人島
出水字四反長
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成18年2月1日から平成18年2月15日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

平成17年10月28日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成18年1月31日

和歌山県監査委員 垣平高男
和歌山県監査委員 築野富美
和歌山県監査委員 山田正彦
和歌山県監査委員 坂本登

- 1 監査対象機関名 那賀振興局
- 2 監査実施年月日 平成17年10月6日
- 3 監査の結果
県民行政部

県税の収入確保については努力されているところであるが、平成16年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億1,650万円となり、前年度に比し約4,790万円減少し、また収入率は91.9%と平成15年度末より2.0ポイントと収入率を上げ改善しているが、他振興局に比べて低位な状況となっている。

今後とも、一層滞納整理の強化を図るとともに、未収額の多い個人県民税については町との連携を密にし、県税の収入確保のため債権管理に努められた

い。

健康福祉部

(1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約1,226万4千円の未収金となっており、前年度末に比し約91万1千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

(2) 生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末で約578万円となっており、前年度に比し約58万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

農林水産振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事務処理計画」に則り、事務処理を進めているところであるが、平成16年度末現在、120筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公図が混乱しているなど地域性等もあり、処理が困難な面は否定しがたいが、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士会等の活用を今後とも強化継続するとともに、現在各町において実施している地籍調査事業との連携も図り、農業農村整備事業と併せて行う等手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

建設部

(1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成16年度末現在で約533万円となっており、前年度と比較して約35万円減少している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

(2) 那賀振興局建設部の平成16年度土木工事の事業費は約90億9,800万円である。

平成16年度から平成17年度に繰越した事業費は約15億7,500万円、事業費に対する繰越率は17.3%となっている。

縮減を確実にするため、なお一層の改善に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税収入確保と税負担の公平を図るため、税務職員が全力で次の取組を行う。

・ 那賀地域徴収対策本部を昨年に引き続き設定し、

徴収目標及び行動目標の設定並びに進行管理の徹底をはじめ、滞納整理の強化を図っていく。

- ・ 法第48条による個人県民税の徴収引受による滞納処分の実施
- ・ 税務課全職員による自動車税集中取組の実施
- ・ 個人別目標による差押え件数の大幅増加を図る。
- ・ 夜間・休日窓口の開設(第4木曜日・最終の日曜日等)

健康福祉部

(1) 未収金に対し、電話・訪問等により償還指導・徴収を実施している。

現年度分については、10月末現在0.3%の償還率増となっており、過年度分については、18件に対し定期償還の継続指導に取り組んでいる。

また、新たな滞納ケースの発生防止のため、厳正な貸付の徹底を更に図っていく。

(2) 返還指導を行った結果、10月末現在で3名の方から43,000円の返還金を徴収しました。今後も、更に調査活動を通じ不正受給を未然に防止するとともに、生活の支援をしながら返還指導を行っていく。

農林水産振興部

過年度分の登記処理については、従来から解決に向け努力しているところですが、広範囲にわたる公図混乱、相続関係等の複雑な要因により十分な成果をあげることが難しい状況です。

平成9年度より実施している登記事務促進対策事業を活用し、平成8年度末に172筆あった未処理件数の内、平成16年度末までに52筆の処理をしました。

残りの120筆については、上記要因等複雑かつ高度な課題が山積しており、この解決には、各市町が実施する地籍調査事業の協力が必要不可欠であると考えております。

今後とも引き続き登記事務促進対策事業による処理を進めながら、各市町地籍調査担当課室との連携を図り、早期解決に努めて参ります。

建設部

(1) 土木使用料の未収金については、今後とも、債務者の実情を把握するとともに、連帯保証人への督促、法的措置の適用等、建設部の課題として、夜間徴収については部長、副部長及び総務課とともに徴収回数を増やす等、滞納整理体制を強化し取り組み、なお一層未収金の回収に努めてまいります。

(2) 単年度執行という形で予算をいただいている中、計画的な発注を行い、工事の年度内完成を図るよう

努力し、繰越額の縮減に努めてまいります。

和歌山県監査公表第2号

平成17年11月22日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成18年1月31日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 日高振興局
- 2 監査実施年月日 平成17年10月31日
- 3 監査の結果

県民行政部

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成16年度は個人県民税を除き、収入未済額は約5,578万円となり、前年度に比べ約1,754万円減少している。

また、個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収の試行を実施するなど、滞納整理に向けて努力されている。

しかしながら、徴収率が前年度に比べて0.1%低下していることもあり、今後とも、滞納整理の強化を図り、県税収入の確保に向け、債権管理に努められたい。

建設部

- (1) 平成16年度末における県営住宅の収入未済額は、約909万円で、前年度に比べ約98万円減少しているが、これは多額の不納欠損処分をしたことによるものであって現年度分は増加傾向にある。

県営住宅委託管理人とも連携し未収金の回収に努力されているところであるが、今後とも、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

- (2) 過年度分の未登記処理については、「未登記処理促進要領」(平成8年3月18日制定)により、登記処理の促進を図ってきたところであるが、現在のところ「登記処理可能」に分類されたもので、未処理となっているのは日高振興局及び西牟婁振興局(龍神村が田辺市と合併したため。)となっており、そのうち日高振興局の未処理筆数は474筆となっている。

しかし、残っている未処理案件は、公図混乱等その原因は多種多様にわたり、処理が困難なうえ資料に乏しく、多額の費用を要すると思われるが、今なお474筆もの膨大な未処理筆数を抱える現状から、処理計画の遅滞は許される状況ではない。

今後も、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会御坊支所以外に海南・有田支所、田辺支所への委託件数を増やし、有効に活用するとともに、事業進行課及び地籍調査を実施している市町村とも連携を保ちながら、より効果的な未登記処理の促進を図り、過年度未登記処理計画の達成に向けて、より一層の努力を傾注されたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税の収入確保につきましては、地域県税徴収対策本部を設置し、具体的な目標徴収率(95.5%)及び臨戸徴収、電話催告、差押えの件数等の行動目標(対前年度10%アップ)の設定と進行管理の徹底や自主納税の推進、また個人県民税の地方税法第48条による直接徴収などの徴収対策を策定し、収入未済額の縮減と自主財源の確保に鋭意取り組んでいます。

建設部

- (1) 土木使用料(公営住宅)の未収金については、県営住宅委託管理人(平成4年度より配置)と連携し、電話督促、納付書(督促文付き)の送付及び徴収訪問、悪質滞納者や長期不在者等には明渡し措置を行い債権管理に努めています。

また、退去者で死亡している者や長期にわたる行方不明者、自己破産者等、債権の消滅時効が完成している者には不納欠損処分を行っています。

平成17年度においても、新たな滞納者を出さないよう、収入状況を厳しく監視し、悪質滞納者や長期不在者等については、保証人との交渉や明渡し請求・強制執行を迅速に処理するとともに、過年度分滞納額の増加を抑えるため、特に現年度分の徴収率の向上に努めてまいります。

- (2) 過年度分の未登記処理については、公図混乱地の公図訂正や相続問題、権利者や相続人の所在不明、土地に絡む権利問題、また住時の関係資料の整理など相当な時間と経費が必要であります。

このような中、未登記処理を推進するため、職員2名及び登記アルバイトの中で過年度未登記専属員2名を選任し、4名体制で処理を進めるとも

に、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会御坊支所以外の田辺支所や有田支所への委託を行い処理を行っております。

過年度未登記につきましては、平成15年度末で「登記処理可能」に分類される未処理筆数は622筆ありましたが、平成15年度困難処理(平成16年6月県土整備部長承認)17筆、平成16年度で76筆を処理しています。

また、平成17年5月1日付けで龍神村と田辺市との合併に伴い、同年4月1日に龍神村に係る案件107件を西牟婁振興局に移管したため、平成17年4月1日現在における「登記処理可能」の過年度未登記数は422筆であります。

なお、平成16年度発生の未登記は61筆ありますが、平成17年4月1日現在において9筆が西牟婁振興局に移管し、残る52筆につきましては、9月末現在で11筆が登記済みであり、残りの41筆につきましては、今年度中に完了する予定です。

今後も事業進行課及び地籍調査を実施している市町村とも連携をしながら、より効果的な未登記処理の促進を図り、過年度未登記処理計画の達成に向けて取り組んでまいります。

和歌山県監査公表第3号

平成17年11月22日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成18年1月31日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 有田振興局
- 2 監査実施年月日 平成17年11月2日
- 3 監査の結果

県民行政部

県税の収入確保について、積極的に取り組まれているが、平成16年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約4,092万円と前年度に比べ、約355万円の減少となっている。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収

入確保に一層努力され、厳正な債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、滞納整理事務研修会や管内市町と設置した「個人住民税徴収対策連絡協議会」を通じ、関係市町とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法第48条に基づき市町村から徴取引継を行うなど協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

健康福祉部

- (1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約361万9,000円の未収金となり、前年度末に比し約17万円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

- (2) 生活保護費返還金の未収金については、新たな不正受給が発生したため、平成16年度末で約689万円となっており、前年度末に比し約305万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

建設部

- (1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成16年度末現在で約745万円となっており、前年度と比較して約4万円増加している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

- (2) 有田建設部の平成16年度土木工事の事業費は、約71億3,700万円である。

平成16年度から平成17年度に繰越した事業費は、約14億8,800万円、事業費に対する繰越率は20.9%となっている。

繰越額の縮減を確実にするため、なお一層の改善に努力されたい。

- (3) 国道480号道路改築(仮称三田1号橋)測量設計業務について、三田1号橋の設計で橋台の長さが足りず耐震性に問題があるなどいくつかの誤りがあることが県の調査で判明し、修正設計とチェック及び橋梁の手直し費用に係る経費の返還を求める損害賠償請求訴訟を和歌山地裁に起こし、現在裁判中である。

今後、このような初歩的な誤りを起こさないよ

う、適切なチェックをするなど管理監督に留意されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

・有田地域県税徴収対策本部の設置

平成17年度においても、振興局長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、具体的な数値での徴収目標や行動目標を設定した地域県税徴収対策を策定し、税込確保に取り組んでいるところですが、今後も差押え件数の増加等滞納処分の強化に努めてまいります。

・休日・夜間納税窓口の開設

納税者の利便性の向上を図るため、夜間や休日窓口を開設しているところですが、今後も積極的な広報活動に努め、納税者の窓口利用の促進を図ってまいります。

・個人県民税徴収対策

地域県税徴収対策のもと、管内市町の徴収担当者への滞納処分研修の開催や共同催告・共同徴収の実施のほか、地方税法第48条に基づく直接徴収に取り組んでいるところですが、今後も、各市町とより一層の協力体制の強化を図り、収入確保に向けた技術的支援等市町の実情に応じた徴収対策の実施に努めてまいります。

健康福祉部

(1) 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金の措置状況
 つきましては、新規未償還金の発生を防止するため、貸付けに際しては厳正な審査を行い、申請者、連帯保証人が同席のうえ面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯債務についても確認を行っております。

また、滞納者に対しては、個別訪問や夜間訪問を行い、償還促進に取り組んでおりますが、更に償還強化月間を定め、集中的に課をあげて償還促進に努めてまいります。

今後とも、母子・寡婦福祉資金貸付金につきましては、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ適切な指導を行ってまいります。

(2) 生活保護費の不正受給の防止については、「不正受給防止対策周知事業」として位置付け、毎年、受給世帯に対して訪問面接により制度の周知徹底に努めております。

生活保護費の未収金の整理につきましては、家庭訪問や追跡指導に努めるなど償還促進に取り組んでいるところですが、生活困窮等の訴えもある中で、

引き続きねばり強く納付指導を行い、未収金整理に努めてまいります。

建設部

(1) 土木使用料の未収金については、本人及び連帯保証人への督促、法的措置の適用等により新たな未収金の増加を防ぐよう努めてまいります。

(2) 繰越額の縮減を図るため、毎月、事業進行管理会議を開き、各事業箇所の問題点を抽出し、問題解決に向けて建設部一体となって取り組み、工事の早期発注、工程管理の徹底等に努めています。

(3) 橋梁設計ミスにつきましては、今後、職員能力向上アクションプログラムに基づく研修により技術職員の技術力強化を図り、また、重要構造物の詳細設計成果の点検業務(クロスチェック)を執行することにより、設計ミスの未然防止に努めてまいります。

和歌山県監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成17年12月19日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年1月31日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
- 和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県ふるさと定住センター	平成17年12月19日
和歌山県立串本高等学校	"
和歌山県立古座高等学校	"
和歌山県立新宮高等学校	"
和歌山県立新宮商業高等学校	"
和歌山県串本警察署	"
和歌山県新宮警察署	"
近畿大学附属新宮高等学校・中学校	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年12月21日及び22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年1月31日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
東牟婁振興局健康福祉部串本支所	平成17年12月21日
東牟婁振興局串本建設部	"
東牟婁振興局県民行政部	平成17年12月22日
東牟婁振興局健康福祉部	"
東牟婁振興局農林水産振興部	"
東牟婁振興局新宮建設部	"
和歌山県立なぎ看護学校	"
和歌山県立新宮高等技術専門学校	"
教育委員会給与課東牟婁分室	"
和歌山県立みくまの養護学校	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

東牟婁振興局健康福祉部串本支所

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約322万円となり、前年度末に比べ約27万円の減少となった。

今後とも、この傾向を維持するため、債務者との接触を密にし、償還指導に努められるとともに、債権管理について組織的に取り組まれない。

イ 知的障害者福祉施設負担金の未収金については、平成16年度末で一人分の260万5,400円となった。

これについては、今年度の10月に宮崎に居住する実母と面談し、当事者である子供の死亡について告知し、相続放棄の手続に入らせる(11月初旬)とともに、不納欠損(約150万円程度)についても本課(障害福祉課)で対応する予定であるなど、解決に向けて具体的な動きが出てきたところであり、早期整理に向けて努力されたい。

ウ 生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末で約1,010万円となり、前年度に比べ約20万円増加している。

今後、未収金の早期整理に努めるとともに、世帯の状況把握に努め不正受給の防止を図られたい。

東牟婁振興局串本建設部

平成11年度半振第38-5号那智勝浦古座川線(仮称小川1号橋)半島振興道路整備測量調査設計業務及び平成9年度ふるさと緊急整備事業林道将軍川線第3号橋梁(池の砦橋)設計業務委託で実施した橋梁設計について、橋台並びに橋脚部等において耐震性に問題がある

などいくつかの誤りがあることが県の調査で判明し、修正設計とチェック及び橋梁の手直し費用等に係る経費の返還を求める損害賠償請求の手續がされている。

今後、このような初歩的な誤りを起こさないよう、適切なチェックをするなど管理監督に留意されたい。

東牟婁振興局県民行政部

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成16年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は約1億1,482万円と前年度末に比べ約1,812万円の減少となっている。また、収入率は94.0%となり、前年度に比べ、2.3ポイント上昇している。

今後とも、継続的な交渉や資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努め、厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、その徴収対策について、「個人住民税徴収対策連絡協議会」を通じ、管内市町村とより一層連携を深め、効果的な滞納整理に向け、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

東牟婁振興局健康福祉部

生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末で約564万円となり、前年度末に比べ約127万円増加している。

今後、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行い、早期整理に努められたい。

東牟婁振興局新宮建設部

ア 平成16年度末における県営住宅の収入未済額は、約562万円で、約42万円の不納欠損処理があるにもかかわらず前年度に比べ約4万円増加している。

今後とも、県営住宅委託管理人とも連携し、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局新宮建設部における県土整備部所管の平成16年度土木工事の繰越額は約18億6,200万円で、総事業費に対する繰越率は17.4%と、前年度に比べ3億7,400万円、4.3ポイント減少しているが、まだ高い数値を示している。縮減を確実にするため引き続き、なお一層の改善に努力されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項について

は、その都度注意を行った。

正 誤

平成18年1月27日付け和歌山県報第1728号公告中

ページ	段	行目	誤	正
5	右	下から10	鋼トラス橋	鋼橋
		下から6	鋼トラス橋	鋼橋
7	右	—	鋼トラス橋	鋼橋
		—	鋼トラス橋	鋼橋